

福島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月23日

福島市教育委員会
教育長 佐藤 秀美

福島市教育委員会規則第3号

福島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

福島市教育委員会事務局組織規則（昭和53年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(組織)</p> <p>第2条 事務局に、次に掲げる課、<u>室及び係</u>を設ける。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 学校教育課 庶務係 管理係 指導係 <u>学校再編室</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(学校教育課の分掌事務)</p> <p>第5条 学校教育課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 学校及び幼稚園（以下「学校等」という。）の設置、<u>廃止及び再編</u>に関すること。</p> <p>(10)～(35) (略)</p> | <p>(組織)</p> <p>第2条 事務局に、次に掲げる課<u>及び係</u>を設ける。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 学校教育課 庶務係 管理係 指導係</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(学校教育課の分掌事務)</p> <p>第5条 学校教育課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 学校及び幼稚園（以下「学校等」という。）の設置<u>及び</u>廃止に関すること。</p> <p>(10)～(35) (略)</p> |

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。